



# 昭和支部報

HPアドレス <http://www.showa-z.com/>

平成25年3月1日  
第226号

発行責任者 支部長 鈴木 朋 宏  
編集責任者 副支部長 鈴木 勝  
発行所 名古屋税理士会昭和支部  
印刷所 共生印刷株式会社



## 支部研修旅行 写真コンテスト

### 第一席 松原敏朗 会員

”Tokyo Skytree“

### 輪舞曲

一年に一度のスキー、白銀の世界に包まれ身も心もまっさらになれるような気がします。年初なので、まっさらな気持ちで1年をスタートしたことも一因なのかもしれません。

それにしても準備は大切です。準備って荷物を準備することではないですよ。カラダの準備です。

年が明けてから、気がついたように筋トレに励むようになりました。そのおかげなのか、スキーを終えた後もひどい筋肉痛に悩まされることはありませんでした（4日経過後も異常なし）。

準備、用意、支度、心構え etc. これらがしっかりとて

きていなければ、何事も円滑に運ぶことはできないでしょう。これだけでは足りないかな？しっかりと準備した上で、覚悟をもって事に臨むべきなのでしょうね。

最近是一年があつという間に過ぎていくようになりました。無為に一年を過ごすのではなく、今年こそ決めるべきことを決めたいと思っている今日この頃です。

「準備をして、覚悟をもって事に臨む」  
実践できるよう、努力することにして。

(大久保 武史)

# 1月支部研修会

(平成25年1月11日開催)

## 「平成25年の展望 ～所得税・消費税を中心として～」

講師：近畿税理士会  
税理士 金井 恵美子氏



税制大綱がまとまる前のこの時期に展望を語るの  
は難しい部分がある中、所得税・消費税の改正案を  
元に様々な角度から検討を加えていただき、解説をし  
ていただきました。

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本  
的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等  
の法律」(以下「消費税法改正法」)に関する検討課  
題に関して条文を参照しながら解説がありました。

「消費課税については…」という書き出しで始まる消  
費税法改正法第7条において、「低所得者に配慮す  
る観点から」検討すべきという項目として、給付付税  
額控除と複数税率があげられています。給付付税額  
控除と複数税率、それぞれ賛否両論あると思いますが、  
それらについて少し確認しておきます。

### ・給付付税額控除に関して

基本的にはマイナンバー法を導入・運用して、個  
人の正しい所得の把握ができないと給付付税額控除  
は困難であると考えられます。しかし、その前提であ  
るマイナンバー法の導入と円滑な運用が定着しづらい

と想定されるため、不正受給の問題が後について回  
るだろうと考えられています。

### ・複数税率に関して

公明党は、消費税率8%導入時(26年4月時点)  
に軽減税率を導入しようと躍起になっていますが、財  
務省や総務省が導入時期に関しては難色を示してい  
るという新聞報道があります。

講師の金井先生自身は、複数税率に関しては反対  
であるとの立場をとられて、日本の間接税に関して歴  
史的な背景を加えながら、その世界的な評価に関し  
ては次の通りであると解説いただきました。

OECDやIMFをはじめとして様々な研究機関が、  
現在の欧州の付加価値税システムを「複雑すぎる」、  
「執行が困難」、「脱税が行われやすい」、「インボ  
イスを利用した不正が多い」といった評価をしています。  
これに対して日本の消費税(単一税率)はどのように  
評価されているかと言えば、単一税率、65%のC効  
率性(=全ての消費に対して単一税率で課税した場  
合を100%とする指標。諸外国は53%程度)を持つ「最  
もよくデザインされた付加価値税制」と評価されている  
ということでした。

また「消費税法改正法」の中には「簡素な給付措置  
を実現する」ともうたっており、低所得者層への対策  
として現金を支給することは間違いないと思われます。

### ・簡易課税制度に関して

会計検査院の簡易課税制度に関する報告書による  
実態調査の結果、簡易課税を適用した場合と原則課  
税を適用した場合とを比較した所、簡易課税の控除  
額の方が多かったという実態がわかった。(これは、  
有利判定をして簡易課税を選択しているはずなので  
当たり前のことですが。)これを踏まえ8%導入時にみ  
なし仕入率に関しては見直しがあるものと思われます。

### ・住宅の取得に関して

住宅ローン控除の延長と拡充が検討されている。  
控除不足額が生じた場合は、不足額を現金で給付す  
るかというような検討もされているが、財務省は「一  
部限定的な給付」になり効率的でないと反対をしてい

ます。

#### ・給与所得控除について

平成18年に導入された特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度が発端となっています。理論的な説明が非常に困難な制度だったため、すぐに廃止となりましたが、個人事業主が法人成りしただけで節税できてしまうという点に関して何らかの対応をするということで、平成23年税制改正案として給与所得控除額の頭打ち、役員給与に関しては給与所得控除額が少なくなるような提案がされました。その後所得控除額の頭打ちは導入されたものの、「消費税法改正法」には「給与所得者の必要経費に比して課題となっていないかどうか等の観点から実態を踏まえつつ、今後、その在り方について検討する。」と謳われているため、更なる改正が今後行われると思われま

#### ・国際的な取引に関する課税

今回の改正では12月31日時点で5000万円以上の海外資産を所有している場合は調書を提出する義務があるようになりました。所得税の申告があるかないかというフローの把握ではなく、財産を所有していれば提出が必要でストックの部分に関して把握しようとするものになっています。この調書の提出は一般の者には難しいので、税理士に対する期待が高まる場所でもあります。

またこの制度にはアメとムチが用意されていて、所得税において、この調書に記載されている財産に関して申告漏れがあった場合、過少申告加算税を5%軽減する一方で、掲載が無かった場合には、過少申告加算税は5%加算するというようになっています。

今後消費税が8%、10%と上がっていく中で、民主党政権と自民政権とで作成した案の狙いが違うところから、どのように実施されていくかは、まだ目が離せません。大綱は既に発表されましたが、「結局どうだったんだっけ?」とならないようにしっかりと読み込み実務に反映したいと感じました。

(研修部 土屋 広高)

## 2月支部研修会

(平成25年2月8日開催)

### 「平成24年分 譲渡所得・贈与税申告について」

講師：昭和税務署 資産課税第一部門  
荒井 伸也 上席国税調査官



#### 1 譲渡所得関係

- (1) 収用等の場合の特例について、買取りの申し出があった日から6ヶ月以内に譲渡していない場合は5千万円の特別控除の特例は適用できません。またこの適用を受けた後の所得について、措置法31の2の軽減税率の特例を重複して適用することはできません。
- (2) 居住用財産の譲渡の特例について、住宅借入金等特別控除との適用の可否については、旧居住用財産の譲渡の時期により、取扱が異なるため注意してください。
- (3) 平成24年度の税制改正により、特定の事業用資産の買換えの場合等の課税の特例における国内にある長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物、機械装置等への買換え(措置法37①の表の9号)について、買換資産のうち土地等の範囲を特定施設の敷地の用に供されるもの又は駐車場の用に供されるものでその面積が300平方メートル以上に限定されました。
- (4) 株式等の譲渡に関連して、特定管理株式が価値を失った場合の株式等の課税の特例の適用のある平成24年中の銘柄は、「サクラダ」です。

#### 2 贈与税関係

住宅取得等資金の非課税の特例について、省エネ等住宅等で要件を満たすものについて非課税限度が拡充されています。

住宅取得等資金の金額が非課税限度額を超える場合、その超える部分については、暦年課税では基礎控除額を適用することができ、相続時精算課税で

は特別控除額を適用することができます。住宅等取得資金の非課税の特例は、特例を適用する旨を贈与税の申告書に記載することにより適用を選択するものであり、非課税制度は自動的に適用されるものではないことに留意してください。

## 「Ⅱ 平成24年分所得税確定申告について」

講師：昭和税務署 個人課税第一部門

増田 貴代 上席国税調査官



### 1. 申告書等の記載及び提出に当たってのお願い

#### (1) 申告書

- イ 税理士法第30条等の書面は、税理士署名押印欄下に○をし、申告書と提出してください。
- ロ 書損した場合は、整理番号、予定納税額を転記してください。
- ニ 転入の場合は、整理番号を黒色二重線で抹消してください。
- ホ 訂正申告書を提出する場合は、申告書上部に、青で「訂正申告書」の明示をしてください。申告書の「整理欄」の下部に当初申告の「申告年月日」と「第3期分納税額」を記入してください。
- へ 準確定申告書を提出する場合は、申告書の上部中央に青で「準確定」の表示をし、「死亡した者の平成〇〇年分の所得税の確定申告書付表」を提出してください。
- ト 損失申告書について、第一表の右側「本年分で差し引く繰越損失額」の欄に記載してください。

#### (2) 青色申告決算書等

- イ 青色申告決算書は、切り離さないでください。
- ロ 青色申告決算書を書きかえる場合は、整理番号を転記してください。
- ハ 減価償却費の明細を別用紙に記載した場合は、納税者の氏名及び整理番号を右上に記入の上、クリップでとめてください。

#### (3) 財産及び債務の明細書の提出

所得金額の合計額が2千万円を超える場合は、「財

産及び債務の明細書」の提出をしてください。

## 2. 消費税関係

平成26年分から新たに消費税の課税事業者となる場合には、「平成24年分の所得税の確定申告書」の提出に併せて「消費税課税事業者届出書」も提出してください。免税事業者になる場合も「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」を提出してください。

消費税の確定申告書を提出する際には、付表を確定申告書にクリップでとめて提出して下さい。

イ 一般課税用の確定申告書→付表2（還付申告の場合は、「消費税の還付申告に関する明細書」の添付が必要です。取引金額の税込、税抜の記載。）

ロ 簡易課税用の確定申告書→付表5

## 3. 住宅借入金等特別控除について

適用を受ける場合には、①計算書明細書、②チェック表等、③添付書類の順で綴じたうえ、申告書と提出してください。

## 4. 医療費の領収証

提出された医療費の領収書の返却を希望される場合は、「返却してほしい。」旨の表示をし、返信用封筒(切手付)を添付してください。

## 5. e-Taxでの送信時の留意事項

医療費控除の領収証等を添付省略とする場合には、記載事項を入力し、送信してください。添付省略としない書類は、e-Taxで送信後は速やかに提出してください。

## 6. その他の留意事項

### (1) 還付加算金

還付加算金は雑所得となります。収入の計上時期は、支払確定日となりますので「還付金のお知らせ」とご参照頂き、適切に処理をしてください。

### (2) 消費税

消費税を税込経理している場合の消費税の還付金については、事業所得等の計算において、雑収入として計上してください。また事業用資産の譲渡は、課税売上高になります。

### (3) 税額控除

グリーン投資減税については、不動産所得は(事業的規模であっても)事業所得ではないので適用はありません。

住宅借入金等特別控除について、平成23年6月30日以後に住宅を取得する契約をし、補助金等を受ける場合は、補助金を差し引いて取得価額を算定してください。

(研修部 高瀬 直子)

## 電子申告実践研修会に参加して

(平成25年1月22日開催)



富士通オープンカレッジ栄校で開催されました実践研修会に参加させて頂きました。今まで会計事務所勤務していたものの電子申告は全くしたことがなく、電子証明書があればすぐに電子申告ができると思い込んでいた私は、事前に利用者識別番号の取得、電子証明書の登録などの準備が必要と知り、初めは結構大変だなあと率直に感じました。

しかしながら、昭和税務署の担当の方に、実際に

パソコンの画面を見ながら国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」の作成の仕方をレクチャーして頂くのをお聞きしていると、途中で作成をやめた場合でも保存でき、またその続きから作成できるなど非常に機能に優れていることを知り、今年はずいぶん国税庁のHPから電子申告を試みようと思いました。

アナログな私は、新しいものには手を出さず書面による提出にこだわってきいてきましたが、電子申告であれば、時間を気にせず提出できること、また提出期間内であれば何度でも提出できること(最後に提出したものが採用されるそうです。)など抜群の機能性を目の当たりにし、これからは実践しなければと強く思いました。

電子証明書が第3世代に変わるこの時期にまだ電子申告されたことがない方も是非私とともに電子申告に挑戦して頂きたいと思いました。

(神保 佳奈)

## 書面添付制度に関する研修会

(平成25年1月15日開催)

所得税の確定申告に先立ち、書面添付制度の研修を受けました。私をはじめ添付書面を作成したのは平成14年です。平成13年の税理士法改正の研修がきっかけでした。この制度の趣旨など理解しないまま、試しにと1社選び作成してみました。ところが文言の解釈や記載方法に四苦八苦。参考書や記載例を見ながらそれなりに何とか作成しましたが、そのややこしさに閉口した私は、数年間、書面添付はこの1社だけでした。

当時の私は、「経理体制やその内容に信頼が置けない会社は書面添付をしてはいけない。」という間違った思い込みがありました。しかし、税理士仲間の話や研修を受けているうちにそれは違うと気付かされました。つまり、この制度は納税者側の経理体制のレベルや信頼度の問題ではなく、もっぱら税理士側の問題であるということです。書面添付制度は税務官公署から強制されたものではなく、税理士会が国税庁に要請し協議の結果取り入れられたという経緯があると聞きました。書面添付は税理士の権利であり、また、



税理士の責任を明確化するものです。今回の研修の講師(昭和税務署法人第1統括官)は、「書面添付制度により税理士先生と意見交換ができれば税務調査要否の重要な判断材料になり、ひいては税理士の存在意義を高めることになる」と述べられました。

この研修ではもう一人の講師である大垣支部の河合伸治先生より書面添付記載のポイントや有用事例を解りやすく講義していただきました。頂いたレジメを参考にさらに添付件数を増やしていきたいと思います。

(阿部 芳巳)

## 租税教室体験レポート 【小学校編】

(平成24年12月19日開催)

平針南小学校にて租税教室の講師を務めさせていただきました。

実は平針南小学校は私の母校でして、行く前から租税教室の講師を務める緊張感よりも久しぶりに訪れる母校はどんなだろうという楽しみのほうが若干勝っていました。25年ぶり(改めて25年たったんだなと思うと自分も年を取ったなあと実感します…)に訪れた母校は私が通っていたところと当然変わってはいるのですが、25年前と変わっていない部分もあり、なんだか感慨深かったです。平針南小学校は、運転免許試験場のすぐそばにあるのですが、私が通っていた当時は周りを山に囲まれ学校帰りに山の中を探検して帰ることができるような自然に囲まれた学校でした。今は、すっかり住宅街となってしまいましたが、当時のことを租税教室の冒頭で話したところ「へえ～」という驚きの声が返ってきました。何せその当時は、朝礼の時に雉は鳴いていましたし蛇はしょっちゅう出ましたし、タヌキの目撃談もたくさんありましたから。今の学校の周りの状況を考えればあり得ないことですね。ただ、たぬきは今でも出るみたいですが…。

さて、あんまり平針南小学校のことについて語ってばかりではいけないのでそろそろ本題の方に移りたいと思います。

小学校で行う租税教室の目的は、租税教室講師養成研修の資料によりますと、「我が国の次代を担う児童・生徒に対し、健全な納税者意識を養うこと」であり「税金＝社会を支えるための会費」ということを伝えることが重要とされています。簡単に言えば、児童・生徒の皆さんに納税の大切さをわかってもらうということになりますでしょうか。

租税教室の流れを簡単に説明しますと、

- (1) 最初に児童の皆さんに税金を払ったことがあるかと聞きます。→消費税は払ったことがあるという答えが返ってきます。
- (2) 次に絵の描かれたマグネットを使い、自分の払った消費税がどのようにして自分たちに還元されているかを説明します。
  - ① 店(自分たちが消費税を払う場所です。)
  - ② 税務署(お店の人は税務署に消費税を払います。)
  - ③ 財務省(税務署から財務省へと税金が移動していきます。)

④ 国会(税金の使い道を決定する場所という説明をします。)

⑤ 消防車やパトカー、ごみ収集車、学校(どこに税金が使われているかを説明します。)

ここまでの説明をした後で、税金を払いたいか払いたくないかという質問をし、挙手してもらうのですが、ほとんどの児童が税金を払いたくないという方に手をあげます。ここで「マリンとヤマト 不思議な日曜日」というビデオの登場です。このビデオは、税金が無くなった世界が描かれています。なんでも願いをかなえてくれる鳥のような妖精に税金を無くしてとお願いすると本当に税金の無い世界になってしまいます。しかし、税金が無くなった世界では火事になって火を消してもらえばお金がかかりますし、道路を渡るのにも通行料が取られます。交番に行けば道案内ですら有料ですし、交通事故を起こしてもお金がなければ救急車も呼べません。最後は税金がある世界に戻ってハッピーエンドなのですが、このビデオを見ると税金って大事なんだなあと感心させられてしまいます。

そして、このビデオを見た後でもう一度税金を払わなくてもいいと思う人という質問をすると誰も挙手しません。税金は払わなければいけないと思う人と聞くと全員の手が上がります。マリンとヤマト恐るべしです…。

以上のように授業を進めていき、最終的には納税の大切さをわかってもらえれば租税教室の授業としては成功なのかなと思います。昨年に引き続き、今年も最後に「税金は払わなければいけないと思う人」という質問に全員の手が上がったので、私の今年の租税教室も無事成功に終わったということでしょう…。

(赤堀 智信)



## 租税教室体験レポート 【高校編】

(平成25年1月15日開催)



名古屋市立若宮商業高校では3年生を対象に、毎年卒業を控えた1月中旬に租税教室を行っています。今年は1月15日に1クラス、18日に2クラスの計3クラスで実施しました。商業高校ということで卒業後は社会へ巣立つ生徒も多く、社会人として税の知識を少しでも身につけてほしいという学校側の意向もあり、演習問題を中心に確定申告書を作成する内容で授業を行いました。

例年は租税に関する知識で1時限、演習を2時限、計3時限行っていましたが、今年度については授業時間の関係で2時限で授業をしなくてはならず、とはいってもいきなり演習では、「給与所得って?」「源泉徴収って??」「年末調整って???'と? (ハテナ) ばかりになってしまいます。私たちが普段当たり前のように使っている単語を、まるで馴染みのない高校生にどう説明しようかといういろいろ考えました。当日は資料として、国税局の「暮らしの税情報」と「平成24年分確定申告書作成の手引きA」を配布していましたので、主に「暮らしの税情報」を利用して所得税・給与所得の箇所を中心に算式等を参照して具体的に説明しました。

演習問題は1問目が年末調整済みで生命保険料控除もれと医療費控除、2問目が2か所給与という内容でした。演習の解答用紙は、確定申告書Aの

現物です。『実際に使用する用紙を使うと現実味があるなあ』と感じているのは私だけだったようで、生徒の皆さんは淡々と解答を作成していました。

確定申告期の無料相談の際には、まず申告書の第二表を記入し、そこから第一表に数字を転記していますが、最初に「源泉徴収票の支払金額の欄に書いてある金額を申告書の一番上にある収入金額の給与のAに書いてください」と説明してしまったのが失敗のもと…。結果、税額計算まで終わらせてから第二表を記入することになってしまいました。

また、一問目を算式等を解説しながら解答を作成したため、気がつけば残り時間15分!!二問目は解き方を説明するだけになってしまい、果たして解答を見るだけで解ってもらえるだろうか…と大いに反省しました。

学校側ではこの租税教室の後、もう1時限確定申告の授業を行い、学期末試験で申告書を作成する出題をされるそうです。生徒の皆さんにとって差し迫ったことでは試験用になってしまいますが、これから確定申告をする場面に出会ったときに、『ああ、高校の頃になんか申告書を作ったなあ』と、思い出してもらえるような授業を今後も行っていきたいと思っています。

(上原 久子)



# new members



昭和 5 班

## 記虎 恵子

この度、十余年勤務していた税理士法人トーマツを退職し、事業会社の経理部に勤めることになり、自宅にて税理士登録をさせていただき運びとなりました。在職中のため、なかなか平日は時間の融通がききませんが、今後も時間の許す限り積極的に研修等に参加させていただき、税理士登録した時の初心を忘れることなく、引き続き自己研鑽に励みたいと思っております。

振り返ってみますと、税理士試験の受験勉強に費やした時間よりも税理士登録をしている期間の方がはるかに長くなりました。私が受験生の時には、組織再編税制も連結納税もまだ存在しておらず、これらの新しい税制は実務の中で身につけたものです。税理士となってからの方がまさしく勉強の連続であったように思います。先輩方がよくおっしゃっていた「税理士になってからこそ勉強」の言葉の意味を噛みしめているところです。これまではどちらかというと、税務が主体でしたが、今後は会計基準についてもより理解を深めていきたいと思っております。

税法は膨大かつ難解であり、真の意味において税法を理解し、税理士となるには、まだまだ時間がかかると思っております。昭和支部の皆様におかれましては、何卒よろしくご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



昭和 14 班

## 半田 和弘

昭和支部の皆様、はじめまして。この度、税理士登録をし名古屋税理士会及び昭和支部に入会させて頂くことになりました半田和弘と申します。現在、渥美雅裕税理士事務所で補助税理士として勤務しております。

私は以前勤めていた会社で経理をしておりましたが、会社の経営状態が非常に厳しく倒産いたしました。会社が倒産し、社員が突然解雇されることになり、不安で困惑される姿を目の当たりにしました。このような経験から会社における経理、財務の必要性を身を持って感じ、もっと自分の能力を高めステップアップしたいと思い税理士を目指すことを決意しました。

平成20年に税理士試験に合格しましたが、これまで会計事務所での勤務経験が無く、試験勉強のみの知識しか持ち合わせておりませんでした。その段階で税理士登録をするには実務経験が乏しいと感じたため登録はせずにここまで来ましたが、今の事務所に勤務して5年という節目を迎えより一層邁進するべく、この度、登録することに致しました。

税理士の仕事はお客様の経営状況からプライベートな部分まで幅広く見せて頂くこととなりますので、今後は税務のみならずより多くの知識を身につけて、お客様の立場で考え、何でも相談され信頼されるような税理士を目指し日々努力を続けていきたいと考えております。

微力ながら名古屋税理士会及び昭和支部の益々の発展のため、少しでも貢献していきたいと思っております。

まだまだ未熟者ですので、皆様のご指導ご鞭撻を賜りますよう何卒よろしくようお願い申し上げます。

# 会員表慶



1 月月例集会において、昭和支部慶弔細則第 2 条第 2 項により表慶並びに記念品の贈呈を行いました。

今後益々のご活躍をご祈念いたします。

(敬称略)

〔米寿〕 渥美 三雄

(以上 1 名)

〔喜寿〕 山田 勤彌  
大村 銑二  
竹内 昭夫

後藤 好弘  
市橋 孝夫  
西崎 友久

(以上 6 名)

〔古希〕 手島 雄司  
吉田 浩康  
桑 廣尚  
大井 英義

大橋 昭人  
高橋 孝  
杉田 順子  
竹田 幸男

(以上 8 名)



# 新年懇親会

1 月例会の後、メルパルクNAGOYAにて「新年懇親会」が、107名という大勢の参加者で開催されました。司会は厚生部の橋部吉輝部長と鷲田智砂部員の二人で進められ、鈴木朋宏支部長、永田乙之協同組合常務理事の挨拶の後、吉田浩康参与の乾杯のご発声で、新年らしく華やかに始まりました。



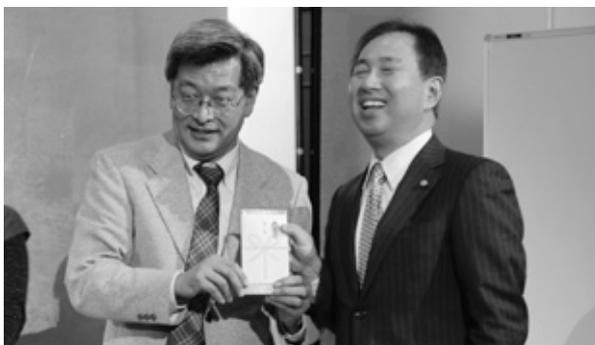
美味しい中華の食事とお酒をしばらく楽しんだ後、荒川会員、表野会員の司会によりビンゴゲームがスタートし、45名の会員に様々な賞品が配られました。残念ながら当選されなかった会員には図書券を参加賞としてお渡しし、ビンゴゲームは終了しました。

その後、支部研修旅行の写真コンテストの表彰が行われ、一席は松原敏朗会員が受賞されました。

中締めのお挨拶は、竹田幸男参与にさせていただき、新年懇親会を終了しました。



## 平成24年度 支部研修旅行写真コンテスト結果報告



平成24年12月12日(水)10:00より昭和支部事務局にて上記写真コンテストの厳正なる審査が行われた結果、第一席 松原敏朗会員の「Tokyo Sky tree」をはじめ、入賞作を以下のように決定しました。

表彰は平成25年1月11日(金)メルパルクNAGOYAにおいて開催された新年懇親会の席上にて行われ、各作品を披露させていただきました。

入賞作品を本支部報にてご紹介させていただきます。また、今回素晴らしい作品を多数ご提供いただきました会員の皆様にはお礼を申し上げさせていただくとともに、次回の支部旅行でもカメラを持参していただき、思い出の作品を是非ともご出展いただきたいと思います。

また広報部では、支部報に掲載する写真を随時募集しております。旅行先での絶景、日常の風景など、皆様からの作品をお待ちしております。



第一席 松原敏朗 会員

「Tokyo Skytree」

第二席 水野敬子 会員

「切れ長の目がセクシー♥」

第三席 米澤 健 会員

「大仏と飛行機」

佳作 稲垣 正 会員

「ドーム」～東京駅にて～

努力賞 杉野嘉則 会員

「高っ…」

## 昭和支部幹事会報告

平成24年12月14日メルパルクNAGOYAにおいて昭和支部幹事会が開催され、下記議題について全て承認されました。

承認事項 (1) 支部規約の一部変更の件  
(支部会費の変更)

(2) 準会員入会承認の件

報告事項 (1) 支部事業中間報告

(2) 支部会計中間報告

この中で承認事項(1)支部規約の一部変更(支部会費の変更)について会員の皆様にご説明させていただきます。この変更は「支部の業務収入が減少していること等により、支出が収入を上回る傾向があり、支部の財政基盤が脆弱になりつつある為」の理由により支部会費を年額30,000円から36,000円に値上げをするという内容です。

支部会計の現状を10年前と比較すると下記の通りです。

単位千円

	平成13年度	平成23年度	差 額
収入合計	26,348	22,614	△3,734
内 業務収入(相談所)	6,118	3,568	△2,550
支出合計	25,278	22,982	△2,296
当期収支差額	1,070	△368	△1,438
次期繰越収支差額	14,366	5,344	△9,022

- ① 収入は主に業務収入(支部税務相談所)の減収により373万円減少した。
- ② 支出は家賃の値下げ交渉などの削減に努め229万円減少した。
- ③ ここ5年ほど支出超過傾向にあるため次期繰越収支差額の減少が続いている。

この様な状況の中で、今後もさらに支出の見直しを続けてまいります。消費税率の引き上げや支部の周年事業などの支出増加も見込まれ、今後の支部財政安定のために値上げをお願いするものです。ただし他支部の会費を見ますと平均で42,500円であり、変更後の36,000円でも依然として名古屋税理士会の中で最も低額であることに変わりはありません。

この後のスケジュールは5月の支部総会、8月の本会理事会での承認後、平成26年分の会費からの変更となりますが、今後も支部の活性化に努め、会員皆様にとって有益な活動を心掛けてまいりますのでご理解をいただきますようお願い申し上げます。

(支部長 鈴木 朋宏)

## 【1月の月例集会】

平成25年1月11日(金)午後3時40分より メルパルクNAGOYA

(昭和税務署より連絡事項)

1. 申告書等の一括提出について
2. 平成24年分確定申告における納税の方法又は還付金の受取方法について
3. 諸用紙等の窓口交付における依頼事項について
4. 申告書提出時における依頼事項について
5. 国外財産調書の提出制度について

6. プレプリント申告書等の発送時期について
7. 確定申告書の記載等について
8. 申告会場等の開設期間について
9. 贈与税e-Taxの利用促進へのご協力をお願い
10. 源泉所得税に係る未納税額の照会について
11. 税務署提出書類の確実な記載等について
12. 復興特別所得税の周知及び指導について

## 【2月の月例集会】

平成25年2月8日(金)午後1時30分より 名古屋市天白文化小劇場

(昭和税務署より連絡事項)

1. ICT申告の推進及び申告書の早期提出のお願い
2. 税務職員の募集について

(支部より連絡事項)

- 研修部：研修受講カードの提出について  
税対部：無料税務相談について  
厚生部：日帰り旅行の案内について  
総務部：今後の予定について

## 【編集後記】

支部旅行写真コンテストに初めて応募したら、幸運にも第二席を頂戴して表彰していただいた。旅行前日に急に思い立って、主人のデジカメを取扱説明書と共に借りて何となく判らないまま撮った写真だったので驚きと嬉しさ半々だった。

「入賞者は自動的にカメラ同好会入会ね。」と秋の京都日帰り撮影旅行にも誘っていただき、「カメラ無いけど楽しそうだから行く!」と単純にその気になってしまうところが私の悪い癖だ。

平成25年まだ始まったばかりだが、我が家の重大ニュースは長女の結婚。その長女のデジカメが壊れてしまい、入籍早々に旦那様に結構高いデジカメを買ってもらい、「お母さんも同じデジカメ買ったら?操作教えてあげる。」と言う。

主人に話したら「どうせ、使いこなせないから止めとけ。」とツレナイ返事。欲しい物は、自分で買ってしまうのが可愛くないらしい。上手に「買って!」とおねだりできる長女が羨ましい。

(水野 敬子)

# 支部研修旅行写真コンテスト



第二席 水野敬子 会員  
“切れ長の目がセクシー♥”



第三席 米澤 健 会員  
“大仏と飛行機”



佳作 稲垣 正 会員  
“「ドーム」～東京駅にて～”



努力賞 杉野嘉則 会員  
“高っ…”